

2023年度 同志社大学大学院 司法研究科

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

次の（設例）を読んで、問（１）、（２）に答えなさい。

（設例）

A市では個人情報保護条例（以下「A市条例」という。）を制定し長年にわたり運用してきたが、近年、A市に住む特定の市民が自己の個人情報につき大量の開示請求を行ったにもかかわらず、開示決定処分により開示対象とされた文書の閲覧に来ないといった事例が繰り返され、行政実務に多大な支障をもたらす問題が生じた。A市条例には、単に開示請求対象の保有個人情報が大量であるというだけでは、開示請求に対して不開示決定処分をなしうる根拠となる条文が存在しなかった。同様の条例を定める大都市の自治体では以前からそのような問題が生じていたが、地方の中堅都市であるA市で同様の問題が生ずることは全く予想していなかったことから、A市ではこれまで問題の検討をしたことがなく、この問題に関連するA市内部でのマニュアルなども全く存在していなかった。

A市は、問題の解決に向けて検討した結果、同様の問題が生じた他の自治体の対応例をも参考に、請求者が行政に支障を与えることを目的として開示請求を行っていることが明らかな場合は権利濫用を理由に開示請求に応じないことができ、たとえば開示決定処分をしても正当な理由なく閲覧に来なかった者が、同一の保有個人情報の開示請求を反復して行っている場合は、そのような場合であると推認できると考えるに至った。

次いで、A市としてそのような場合に具体的にどのような対応をとるべきかを検討し始めたところ、2021年個人情報保護法改正により、2023年4月1日以降は、A市が保有する個人情報の開示請求についても、国の法律である個人情報保護法（以下「改正法」という。）が適用されることとなり、同法に基づく開示決定処分及び不開示決定処分についてはA市行政手続条例に代えて行政手続法が適用されることとなった。しかし、改正法においても、開示請求対象の保有個人情報が大量であるというだけで不開示決定処分をなしうる根拠となる条文は存在せず、上記の問題状況に変わりはないことから、問題の検討は継続された。

（次頁に続く）

履修免除試験問題 法律科目試験

(行政法)

問（１）（配点：３０点）

A市は、改正法施行後、開示請求が権利の濫用にあたりと判断した場合、当該請求に対して何ら応答をしないことが許されるか。行政手続法の条文を挙げて説明しなさい。なお、個人情報保護法について検討する必要はない。

問（２）（配点：７０点）

A市は、改正法施行後、開示請求に対して権利の濫用を理由に不開示決定処分をする場合に備え、具体的にどのような対応を検討しておくべきか。行政手続法の条文を挙げて説明しなさい。なお、個人情報保護法について検討する必要はない。